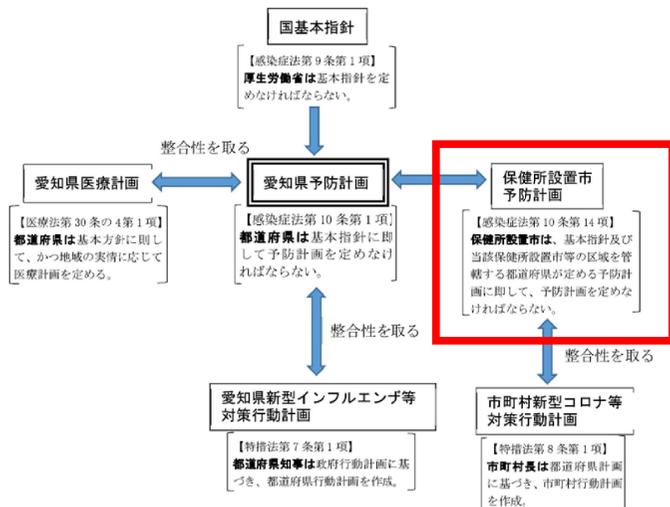


名古屋市感染症予防計画の評価について

1 経緯

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 10 条に基づく、感染症の予防のための施策の実施に関する計画であり、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的として、令和 6 年 3 月に名古屋市感染症予防計画を策定。

（参考：予防計画の位置付け）



策定した本市計画において、愛知県感染症対策連携協議会へ予防計画に基づく取組状況を毎年報告、名古屋市予防協議会においても意見聴取を行うこととなっている。

名古屋市感染症予防計画

第1 名古屋市感染症予防計画の基本理念

3 感染症の予防及び対策の推進の基本的な方向

(1) 事前対応型行政の構築

（略）

また、市は、愛知県感染症対策連携協議会を通じ、予防計画について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行う。市は、必要に応じて名古屋市感染症予防協議会においても意見聴取を行い、PDCA サイクルに基づく実施状況の検証や改善を図りながら、平時（患者等発生後の対応時（法第 4 章又は法第 5 章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）より関係者が一体となって感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を推進する。

2 評価方法

- 原則として県予防計画の評価項目に合わせて本市計画の評価項目を設定。
- 判定基準についても県の考え方を準用し整合性を図っている。

（項目に対する判定基準）

判定区分	判定基準
○	全体的に順調
△	一部に努力を要する
×	全体的に努力を要する
—	当該年度に評価しない

（目標値に対する判定基準）

判定区分	判定基準
A	達成率 90%以上
B	〃 90%未満 80%以上
C	〃 80%未満 60%以上
D	〃 60%未満

3 令和 6 年度の進捗状況の評価

別紙「名古屋市感染症予防計画の進捗状況及び評価等」参照

名古屋市感染症予防計画の進捗状況及び評価等

項目（市）	内容	評価	評価のポイント	評価理由	今後の取組等
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	2 感染症発生動向調査 ・感染症に関する情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系を進める。また、現場の医師に感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら感染症の情報収集等を適切に進める。	○	⇒感染症発生動向調査について、国の通知等の必要な情報は、医師会等を通じて、医療機関等に周知していたか。	国の通知等の必要な情報は、医師会等を通じて、医療機関等に周知した。	市内医療機関と感染症に関わる情報共有ツールを構築し平時から意見交換を行い、新たな感染症の流行時には各医療機関の検査・診療状況を共有し、効率的な患者対応へとつなげる。
	・法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報を収集・分析する方策についての検討を推進する。		⇒愛知県感染症発生動向調査事業実施要綱をもとに、本市実施要領について、最新の医学的知見を踏まえ内容の確認・更新を行ったか。	県の実施要綱に基づき本市実施要領について最新の医学的知見を踏まえ内容の確認を行った。	
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	7 関係各機関及び関係団体との連携 ・医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制を、名古屋市感染症予防協議会や愛知県感染症対策連携協議会等を通じて構築する。	○	⇒関係団体等との連携を図るため、名古屋市感染症予防協議会を開催し、また愛知県感染症対策連携協議会に参画していたか。	名古屋市感染症予防協議会を開催し、また愛知県感染症対策連携協議会に参画した。	今後も名古屋市感染症予防協議会や愛知県感染症対策連携協議会において情報提供を行っていくとともに、市内医療機関と感染症に関する情報共有ツールを構築し情報提供を行い、連携を図っていく。
	1 患者等発生後の対応に関する考え方 ・特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等と感染症のまん延の防止に係る役割分担及び連携体制を構築する。		⇒特定の地域における感染症の集団発生時に備え、医療関係団体等と連携したか。	感染症発生時には、市医師会を始めとした関係団体へ情報提供を行い、まん延防止に努めた。	
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	5 積極的疫学調査 ・法第15条に規定する積極的疫学調査については、特に感染症の流行初期段階において、丁寧に実施すること。	○	⇒積極的疫学調査の実施にあたっては、人権に配慮しつつ対象者の協力が得られるようその趣旨を丁寧に説明し、理解を得るよう努めたか。	積極的疫学調査の実施時には、プライバシーの保護及び調査の趣旨の説明を徹底した。	患者の積極的疫学調査については、プライバシーの保護及び調査趣旨の説明を徹底し、接触時期の調査や検証を重ね、特に流行初期段階での丁寧な調査に努めていく。
	2 情報の収集、調査及び研究の推進 ・感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かすため、感染症指定医療機関の医師による届出等は電磁的記録によること。		⇒感染症指定医療機関に対して、発生届等は電磁的方法により行うよう働きかけを行ったか。	感染症指定医療機関に通知を発出した。	・今後も発生届等は電磁的方法により行うよう周知していく。 ・電磁的方法によらない紙面での発生届が提出された医療機関に対しては、電磁的方法により行うよう理解を促していく。
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	2 病原体等の検査の推進 ・市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、市衛生研究所や保健所、医療機関、民間の検査機関等と連携し、病原体等の検査体制を推進する。	A	⇒新興感染症に備え、市衛生研究所と連携し検査体制を推進したか。 【目標値：検査の実施能力】 流行初期（発生発表後3か月まで）のうち、発生公表後1か月以内に立ち上げ 380件/日	新興感染症の発生無し。発生公表後1か月以内に380件検査できる体制を整備。	・今後も計画的に検査機器等物品の整備、訓練等を実施し、試験検査能力の向上を図る。
	・市衛生研究所は、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努める。		⇒研修や訓練の実施、検査機器等の設備整備、物品の確保等が図られていたか。	計画的な所内研修や訓練を実施し、検査機器の更新・試薬の備蓄の拡充を図った。	
	3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築並びに関係機関等との連携 ・感染症の病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。	○	⇒感染症サーベイランスに係る知識普及が行われていたか。また、サーベイランスの分析結果を市民に対して分かりやすく提供していたか。	関係機関へのメールやHPでの公表を通してサーベイランスの分析結果を公開した。	サーベイランス分析結果が迅速に市民や関係団体に共有できるよう引き続き検討していく。

名古屋市感染症予防計画の進捗状況及び評価等

項目（市）	内容	評価	評価のポイント	評価理由	今後の取組等
第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	2 感染症の患者移送のための体制の確保の方策	△	⇒移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託等の体制を整備しているか。	車椅子用の移送車両の導入に向け調整した他、必要な移送体制について検討している。	新型コロナ対応時を参考に、消防局と独自に申し合わせを締結することも検討していく。
	・市は、移送に必要な車両の確保や民間事業者への委託等も含めて検討し、保健所における移送体制を整備する。				
	・市は、保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、平時から保健所と消防局との連携、民間事業者や高齢者施設等の関係団体等との連携を進め、移送体制の確保について協議した上で、協定（申し合わせ）を締結する。	△	⇒消防局や民間事業者等と移送に関する申し合わせや協定を締結したか。	結核患者の移送について消防局と連携して実施している。協定については未締結。	
	・市は、平時から関係者を含めた移送訓練等を定期的に計画し、実施するよう努める。	○	⇒移送訓練等を実施したか。	東部医療センターと連携して、新型インフルエンザ疑いの患者発生を想定した移送訓練を実施した。（令和7年1月10日）	
第7 宿泊施設の確保に関する事項	1 宿泊施設の確保に向けた方策	○	⇒宿泊施設確保に向けて県が締結する民間宿泊事業者等との協定にあたり、県との調整を行ったか。	地域住民への説明等、県と連携・調整して民間宿泊事業者と協定締結。	宿泊施設運営業務マニュアルについて必要に応じて県と意見交換を行っていく。
	・市は、県が民間宿泊事業者等と感染症発生及びまん延防止時の宿泊療養の実施に関する協定を締結し、宿泊施設の確保を行う際は、市域内において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の確保居室数の実績を踏まえて確保されるよう県と調整を図る。				
	・市は、県と連携して、宿泊施設の運営に係る体制確保に向けた方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備する。	－	⇒県と連携して宿泊施設運営業務マニュアルや必要な物品リスト（資機材リスト）を作成したか。	－	
第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策	△	⇒大規模な感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、委託先となり得る医療機関や医師会等の医療関係団体、民間事業者をリスト化する等、平時からの準備を進めたか。	外出自粛対象者に対する健康観察の体制については検討中。	外出自粛対象者に対する健康観察の体制については引き続き検討していく。
	・市は、外出自粛対象者の体調悪化時に適切な医療に繋げることができるよう、医療機関や医師会等の医療関係団体、民間事業者への委託等も活用しつつ、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。				
	・市は、名古屋市感染症予防協議会や愛知県感染症対策連携協議会等を通じて、平時から高齢者施設や障害者施設等における医療支援体制の構築に向けた取組を推進するとともに、保健所が福祉部門と連携しながら、施設の感染症対応力の強化に向けた取組を推進する。	○	⇒高齢者施設等における医療支援体制の構築に向けた取組や施設の感染症対応力の強化に向けた取組を推進したか。	高齢者施設等を対象とした健康危機管理対応力強化を目的とした啓発を各区で実施した。	今後も高齢者施設等を対象とした健康危機管理対応力強化を目的とした啓発を実施していく。
第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	○	⇒感染症についての正しい知識の普及のため、適切に情報を公表していたか。また、公表に際しては、人権に配慮していたか。	感染症に関する適切な情報、感染症の予防やまん延防止に関する正しい知識の普及に努め、人権に配慮しつつ適切に情報を公表した。	今後も正しい知識及び差別や偏見の排除のため、適切な情報公表等に努める。
	・市は、感染症に関する適切な情報の公表、感染症の予防やまん延の防止に関する啓発及び正しい知識の普及等を行い、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重する。				
	2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策	△	⇒感染症患者に関する差別や偏見の排除のためパンフレットの作成、各種研修の実施などにより、市民に周知していたか。	差別・偏見排除のためのパンフレット作成については検討中。	
第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	2 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上の方策	○	⇒国が行う研修等への職員の派遣、自ら講習会等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図っていたか。	・感染症危機管理リーダーシップ研修へ職員派遣した。 ・保健所、市衛生研究所の管理職を対象としたマネジメント研修を実施した。	今後も感染症に関する人材の養成及び資質の向上に努める。
	・市は、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査に関する研修会等に職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会を主催する等、感染症対策に関わる職員に対する研修の充実を図る。				
	・平時からIHEAT 要員への実践的な訓練の実施やIHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備する等、IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。	A	⇒IHEAT 要員への実践的な訓練を実施していたか。また、IHEAT 要員の人員等の確認を行っていたか。 【目標値：感染症対策に係る人材養成】 保健所職員、市衛生研究所職員を対象とした研修や訓練 年1回以上	IHEAT要員へのe-learning、ウェブ研修を実施、人員確認を実施した。	IHEAT要員への実践的な研修訓練を実施していく。

名古屋市感染症予防計画の進捗状況及び評価等

項目（市）	内容	評価	評価のポイント	評価理由	今後の取組等
第11 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	2 市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する方策	A	⇒IHEAT 要員や全庁的な応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築が図られていたか 【目標値：感染症有事の際に業務を行う人員確保数】 ・発生公表から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 1,033人 ・即応可能なIHEAT要員の確保数 64人	有事の際に速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築している。	今後も全庁的な応援体制を含む人員体制、受入体制の構築に努める。
	・市は、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みとして、IHEAT要員や全庁的な応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築を図る。				
	・市は、健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置する	○	⇒統括保健師等の配置がなされていたか。	統括保健師を配置し、総合的なマネジメントを担っている。	
第12 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	2 感染症に係る医療提供に関する方策	○	⇒名古屋市感染症予防協議会や愛知県感染症対策連携協議会等を通じて、医療機関や医療関係団体、消防局等と連携を図り、平時から県が実施する医療提供体制の構築に努めていたか。	名古屋市感染症予防協議会を開催し、また愛知県感染症対策連携協議会に参画した。	今後も本市予防協議会や愛知県感染症対策連携協議会を通じて医療関係団体等と連携を図っていく。
	・市は、名古屋市感染症予防協議会や愛知県感染症対策連携協議会等を通じて、平時から保健所と感染症指定医療機関を始めとする医療機関や医師会等の医療関係団体や消防局等と緊密な連携を図り、県が実施する医療提供体制の確保に向けた取組に必要な協力を行う。				
第13 緊急時における国との連携及び県等との連絡体制の確保に関する事項	2 緊急時における県、関係機関及び関係団体との連絡体制	○	⇒緊急の必要があると認められる場合に備えて、県との連絡体制を整備するとともに、保健所から消防局に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡していたか。	市内での感染拡大が危惧される感染症事案発生時には、県への情報提供を適宜行うとともに、消防局を含む健康危機管理調整会議（幹事会）構成員に情報共有を図った。	今後も緊急時における県や医師会等の医療関係団体等と連絡体制を整備し、感染症のまん延防止において病原体等の検査実施の施策に必要な協力を求めていく。
	・市は、緊急時における県との連絡体制を整備するとともに、保健所から消防局に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。				
	・市は、緊急時に医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図りながら、感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施等の施策を迅速かつ適切に実施する。	－	⇒緊急時において、医師会等の医療関係団体等に必要な協力を求め、感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施の施策を迅速かつ適切に実施できていたか。	－	
第14 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	1 施設内感染の防止	○	⇒病院、診療所、社会福祉施設等に対し、必要に応じて、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を提供していたか。	HIV・結核・新型コロナなどの感染経路に応じた標準予防策の徹底を施設管理者向けの会議で周知した。また、感染症ネットワーク会議において、施設内の感染予防について意見交換を行った。	今後も施設内感染の防止及び動物由来感染症対策に向けた周知、情報発信を行っていく。
	・市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を病院、診療所、社会福祉施設等の施設の開設者又は管理者に対し適切に提供する。				
	2 動物由来感染症対策	○	⇒動物由来感染症について、感染症発生動向調査等を通じて発生状況を的確に把握し、市民に対して迅速に情報提供していたか。	動物由来感染症については、感染症発生動向調査を通じて通常と異なる動きがみられる等、市民へ情報提供することが有益であると判断した場合は、市政記者クラブあてに資料提供や市ウェブサイトに掲載した。	
・市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師に対し、法第13条第1項に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体と連携を図り、市民への情報提供を行う。					
	・動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講ずる。		⇒動物由来感染症について、必要に応じて、ペット等の動物に関する施策を担当する部署と情報を共有していたか。	動物由来感染症の患者発生に係る感染原因が市内に推定される場合は、必要に応じて担当部署と情報共有を図った。	